

チュニジアにおけるカトリック教会

—1964年暫定協定をめぐる—

オムリ ブージッド

はじめに

チュニジアでは、憲法で国の宗教がイスラームと定められているように、人口の99%がムスリムである。チュニジア共和国憲法第1条に「チュニジアは、自由且つ独立の主権国家である。その宗教はイスラーム、その言語はアラビア語、その政体は共和国である。」¹とある。しかしながら、第5条に「チュニジア共和国は人格の不可侵性と信教の自由を保障し、公共の秩序を乱さない限りにおいて、宗教儀式的自由な実践を保護する。」とあり、信教の自由は保障されている。国内に2万5000人ほどのキリスト教徒（このうち約2万人がカトリック、その他は正教会、プロテスタント）と、1500人ほどのユダヤ教徒、200人ほどのバハーイー教徒がいるとされている²。

チュニジアはカルタゴ時代、ローマ帝国の一部となりキリスト教化される。カルタゴには、初期キリスト教史に名を残すラテン教父、テルトゥリアヌス（Tertullien 155年－222年頃）、キプリアヌス（Cyprien 200年頃－258年）、アウグスティヌス（Augustin 354－430）などがおり、カルタゴはキリスト教の中心であり情報の発信地でもあった。

1 チュニジア共和国憲法の和訳は、日本国際問題研究所「第6章チュニジア共和国」から引用した。http://www2.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h12_kenpo/06tunisia.pdf

2 International Religious Freedom Report 2007, Bureau of Democracy, Human Right, and Labor. http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2007/90222.htm

ローマ時代の教会跡や洗礼のための浴槽跡を、現在でもチュニジア各地で見ることができる。テルトゥリアヌスは、カルタゴに生まれ、三位一体論を初めて系統的に論じた人物であり、キプリアヌスは、カルタゴに生まれ、後にカルタゴ司教となり、カトリック教会だけでなく、正教会、聖公会、ルーテル教会などでも聖人とされている。アウグスティヌスは、論じるまでもなく『神の国』などを残した偉大な教父であり、カルタゴで弁論術をおさめている³。



キプリアヌスとアウグスティヌス

しかしカルタゴにおけるキリスト教の黄金時代は過ぎさり、7世紀過ぎからアラブ人の到来とともにイスラーム化し、数世紀にわたるイスラーム支配を経て、今日に至るまでイスラームがマジョリティを形成している。1881年チュニジアはフランスの保護領となり、キリスト教会が国内に数多く建造されるが、1956年独立し、前述したように憲法で国教をイスラームとするイスラーム国となった。イスラーム国であるチュニジアで、今日キリスト教はどのようなになっているのかというのが本論の問題意識である。

問題の所在

チュニジアの首都チュニスには、フランス統治時代に建てられた主教座のある聖ヴァンサン・ド・ポール大聖堂（Cathédrale St Vincent de Paul）のほか、聖ジャンヌ・ダルク教会（Eglise Sainte Jeanne d'Arc）や、近郊のカルタゴには第8回十字軍を率いチュニスで没したフランス王ルイ9世に献じた聖ルイ教会

³ François Dornier, *Les Catholiques en Tunisie au fil des ans*, l'Imprimerie Finzi, Tunis, 2000, p.20-24.

(Chapelle de St. Louis) がある。その他にも、チュニジアの主だった都市にはフランス統治時代からの由緒あるカトリック教会が残っており、また少数であるが、正教会やプロテスタント教会が存在する。

2010年8月、チュニジアにおけるキリスト教コミュニティを調査するために、チュニジアにわたり、聖ヴァンサン・ド・ポール大聖堂を訪ね神父の話を聞いたところ、ヴァチカンとチュニジア政府との間で1964年調印された「暫定協定」(Modus Vivendi) というものがあることを知った。最後の訪問時に神父は、私に「暫定協定」のコピーを渡してくれた。その後研究を進めるうちに、フランスからの独立後に結ばれたこの協



聖ヴァンサン・ド・ポール大聖堂

定が、チュニジアにおけるキリスト教のその後の運命を握っていることが明らかになってきた。

チュニジアのキリスト教についての研究は、イスラーム朝時代以降のキリスト教についての研究はほとんどなく、チュニジア在住でフランス修道会から派遣されたフランソワ・ドルニエ (François Dornier) 神父の『さまざまな時代におけるチュニジアのカトリック』(*Le Catholiques en Tunisie au fil des ans*, l'imprimerie Finzi, Tunis, 2000)⁴が唯一あるくらいである。本書は、どちらかというところと研究書というより、チュニジアにおけるカトリック教会の記録という体裁をとっている。ここには、古代から20世紀に至るチュニジアのカトリックの歴史と、各地の教会の状況、各地の女子修道院、男子修道院の状況、ミッション系の教育機関の状況など網羅的に記されている。本書では、「暫定協定」につ

4 Ibidem.

いて、チュニジアの歴代司教の歴史の中で、1953年から1965年の間司教の座にあったモーリス・ペラン（Maurice Perrin）大司教時代の出来事の一つとして書かれてはいるが、「暫定協定」そのものについて正面から論じられてはいない。本研究では、時代的背景をこの書に依拠しつ



聖ルイ教会（1940年代）

つ、「暫定協定」がチュニジアのカトリック教会に及ぼした影響について明らかにする。

1964年「暫定協定」調印までの背景

チュニジアは、7世紀から様々なイスラーム王朝の支配を受け、16世紀末にオスマン帝国領となる。この時代からベイと呼ばれる軍事司令官が、チュニジアを統治するようになる。

19世紀中ごろから、チュニジアの歴代のベイは西欧化路線を採り、近代化政策を推し進めて行った。同時に19世紀初頭からヨーロッパでは帝国主義の台頭とともに植民地政策が始まり、隣国のアルジェリアがフランスの植民地となり、1881年ついにチュニジアはフランスの保護領となった。フランス保護領時代のチュニジアでは、ベイ制を維持していたが、実質はフランスが実権を握っていた⁵。

1907年、フランス支配からの独立を目指す「青年チュニジア党」結成され、1920年「ドゥストゥール（立憲）党」に発展する。1930年、フランス政府は、カルタゴでアフリカ大陸初のカトリック聖体大会を開催するが、北アフリカ史

5 宮治一雄『アフリカ現代史V』 山川出版社 昭和53年、p.68-69

研究者宮治はこれをフランスによるキリスト教とフランス語の押し付けと、チュニジア固有の文化の否定と解釈している⁶。このような中、フランスの植民地支配に対する反発運動が強まって行った。のちに初代大統領となるハビーブ・ブルギバ (Habib Ben Ali Bourguiba, 1903-2000) は、1934年「新ドゥストワール党」を結成し、チュニジアの独立を要求。独立運動の末、1956年に王国としてチュニジアが独立。その後ペイ制を廃止し1957年にチュニジア共和国となった。初代大統領となったブルギバは、シャリーア（イスラーム法）を廃止し、1959年憲法を制定する。

ブルギバの右腕となっていたのがチュニジア労働者総同盟 (UGTT) のベン・サラハ (Ahmed Ben Salah) であり、初期のブルギバの思想は、社会主義の影響を受け、その政策の中で世俗化を進めた。ブルギバは、公共の場で女性のベールをはがし、ラマダーン（断食）月にテレビ放送の中で公然とジュースを飲み、世俗化をアピールしたのは有名なエピソードである。ブルギバは世俗化政策のなかで、1957年イスラーム法による寄進財産制度の廃止、1961年にはイスラーム教育機関である由緒あるザイトゥーナ・モスクを廃止し、チュニス大学の神学部へ吸収させたが⁷、世俗化政策に対する保守的なイスラーム主義との対立もあったことも事実である。

このような社会主義路線の中でヴァチカンと締結されたのが、「暫定協定」である。「暫定協定」の始まりは、1959年であった。

この年、ローマ法王ヨハネ23世は、チュニジアとカトリックコミュニティとの関係調整のため、ブルギバをヴァチカンに招待。チュニジア側からはムンジ・スリム (Mongi Slim)、教会側は当時のチュニス大司教ペランが協議に加わっている。1962年9月、ヨハネ23世からブルギバは再度招待され、スリムも再訪。1963年2月16日、交渉が始まることが決まった。第1段階は、4月13日から15日まで、チュニジア側は外務省長官タイエブ・サハバーニ (Tayeb Sahbani) と大司

6 宮治一雄 前掲書、p.114-115.

7 宮治一雄「チュニジアにおける身分法と女性運動」恵泉学園大学『人文学部紀要15』2003年、p.66-67.

教ポッジ (Poggi) が交渉している。6月3日、ヨハネ13世が亡くなり、その後をパウロ6世が引き継ぐ。9月10日から14日、23日から27日、交渉の第2段階がヴァチカンで行われる。1964年、5月19日に第3段階が行われ、6月27日には、ヴァチカンとチュニスで署名され⁸、7月10日「暫定協定」締結となった。

「暫定協定」の内容とその影響

この「暫定協定」は、締結後すぐの1964年7月23日チュニア官報⁹に掲載された。暫定協定の内容は、以下の12の条項で構成されている。

第1条 チュニア共和国政府は、1959年6月1日チュニア国憲法第5条の規定と本暫定協定に準じて、チュニアにおけるカトリックの自由な活動を保護する。

第2条 チュニア在住のカトリック教徒を取りまとめるチュニアのカトリック教会は、法人を持ち、その所在地をチュニスに定める。

これは、チュニスの高位聖職者¹⁰によって法的に提示された。

このため、高位聖職者はこの件に関する法律や規則に従い、直接、あるいは代理人によって、高位聖職に関連する動産・不動産の管理運営及び処分をする権利を持つ。

第3条 カトリック教会は、チュニアにおいていかなる政治的活動も禁じられる。

第4条 チュニア共和国政府は、チュニアのカトリック教会と以下について合意する。

- 1) 国の法律によらず、教会内部の組織を控訴すること。
- 2) 後述する6条のA, C, DとEの場所において、キリスト教教義の教授を免除すること。

8 François Dornier, *op.cit.*

9 Modus Vivendi, *Journal Officiel Tunisien*, p.183-185.

10 原文はPrélat (Nullius)。教区に属さない高位聖職者を意味している。

3) 9条で合意した学校において、カトリックの家庭から来た生徒、および両親から合意を得ている場合を除いて、キリスト教教義の教授を免除すること。

チュニジア共和国政府は、チュニジアにおいてカトリック信者に高位聖職者が信仰上の権威を行使することを妨げない。

第5条 教皇庁は、信仰上の活動において、チュニジアで聖職者やカトリック信者と接触すること、また聖職者や信者も教皇庁と接触することができる。

また同じく、チュニジアの聖職者は、彼ら同士、あるいは彼らの信者と連絡をとることができる。

チュニジアのカトリック教会は、教会で使用される敷地内で、信者に向けての訓令、法規や司教教書を刊行することができる。高位聖職者は、刊行日に、訓令、法規や司教教書のコピーを知事に提出する。チュニジアにおけるカトリック教会によって出版されたものはどんな形式であってもすべて、チュニジアの出版物や出版社にかかわる法律に従う。

第6条 A) チュニジア共和国政府は、現行の暫定協定の目録ⅠとⅡに示された教会に利用されている土地と不動産を公認する。

この目録の変更は、双方の合意で行われる。それらは、それぞれのケースであらかじめ3か月前に、教会の場所の状況と目録Ⅲに示されている場所の状況を調整する。

B) チュニジアにおけるカトリック教会は、目録ⅣとⅤに示された教会の土地とその他の不動産は最終的にチュニジア政府に無償で譲渡することを保障する。

チュニジア共和国政府は、譲渡された場所を、以前の目的と両立する公共の目的のために有効活用することを保障する。

C) カトリック教会が使用する場所のない地方で、信者のための宗教活動に適した場所であることを双方が合意した時、チュニジア共和国政府は、そこでの宗教行事を認める。

D) カトリック教会は、チャペルやその目的のためのほかの場所や、9条に示し

た施設の内部で、市の許可なしに、今まで通りミサを行うことができる。

E) カトリック教会は、私有地で、許可なしにいつでもミサを上げることができる。しかしながら、その住民ではない人物を招き、当局の保護が必要な場合、土地の所有者は、地方当局に事前に通知をする。

第7条 チュニジアにおけるカトリック教会にとって、重い負債で不動産を取得し、無償で処分することは、チュニジア共和国政府の可決までは有効ではない。

公的贈与へのすべての訴訟は、いかなる形であっても、教会の外で行われ、一般法規が主体となる。

第8条 チュニジア共和国政府は、チュニジア領土内への聖職者の入国と滞在を許可する。そして警察の規則によって敬意を払われ保護される。

第9条 チュニジア共和国政府は、宗教団体に属する、または目録VIに示された学校（学校、大学、幼稚園、保育所）、病院（クリニック、無料診療所）が今まで通り活動することを認可し、チュニジアの法律や規則に準じた便宜を与える。

第10条 チュニスの高位聖職者の選出は、教皇庁に属する。教皇庁を通じたカトリック教会とチュニジア政府の調和を促進するために、外交を通して知り得た聖職者の名前は最大限の守秘扱いとする。

チュニジア共和国政府がその人物の政治的性向に反対である場合、通知から1カ月以内に、外交筋を通して、教皇庁に申し入れをすることができる。

第11条 チュニスの高位聖職者は、この協定が締結された数カ月のうちに、チュニジア共和国政府にチュニジアで働いている聖職者リストを提出する。

新しい司祭の名前は、地方当局を通してチュニジア政府に届け出る。

第12条 この暫定協定は、批准文書取り交わしの日から効力を発する。

この協定は、イスラーム国と教皇庁の間に結ばれた初めてのものだった¹¹が、この協定によってカトリック教会は事実上今までの活動が制限された。中でもカトリック教会にとって大打撃となったのは、土地や建物を失うことであった。大司教の家は非常に控えめになったうえ、教会の財産ではなくなり、また、1875年ラヴィジェリー（Charles Martial Lavigerie）枢機卿によって設立された聖ルイ教会横の修道院もチュニジアに譲渡し、現在はカルタゴ博物館になっている¹²。

当時の大司教ペランは、この協定について司教区に次のように説明している¹³。礼拝の場は、礼拝のために無償で使用できること。チュニジア政府は、カトリックの自由な活動を保護すること。チュニジア政府は、教会のあらゆる政治活動を禁じていること。教会は、教会内部で出版することはできるが、チュニジア政府にそのコピーを渡さなければならないこと。聖職者の数は制限されることはなく、職業訓練及び教育機関は教会のもとに残ること、であった。このことは、当時渦中にいた在チュニジア・フランス人大司教の、「暫定協定」への評価と考えられる。教会の自由な活動が保障されるとしつつも、非常に教会活動が制限されたように感じていることがわかる。

フランス人神父デルニエは、ブルギバが世俗化政策の中で、キリスト教だけでなく、イスラームやユダヤ教も、墓地に至るまで宗教的痕跡を消し去ろうとしたこと、ザイトゥーナ・モスクも消したことを忘れてはいけないとしつつも、教会の財産の消滅を惜別の念を持って記録している¹⁴。

「暫定協定」締結に先立つ1964年5月14日、外国人に利用されているすべての農地を国有化する大統領令が出され、急速にフランス人、イタリア人のカトリック教徒がチュニジアを後にしている。1964年11月22日の調べのチュニジア在住の高位聖職者7465人は、その後教区の廃止や信徒の減少によって、チュニジア

11 François Dornier, *op.cit.*, p.101.

12 *Ibidem*, p.103.

13 *Ibidem*, p.102.

14 *Ibidem*, p.102.

を出発したものも多くいたようである¹⁵。

	洗礼	結婚	葬式
1900	522	164	260
1910	814	218	412
1920	724	284	334
1930	638	259	271
1940	382	129	183
1950	403	186	146
1960	241	151	95
1970	51	4	93
1980	8	1	38
1990	1	0	22

左の表¹⁶は、チュニスの大聖堂で、洗礼、結婚、葬式を行った件数である。「暫定協定」が締結された1960年代以降、件数が大幅に減少していることが分かる。また、件数に占める葬式の割合が1960年代以降増加し、チュニジアに残ったカトリック信者の高齢化を物語っている。

なぜ「暫定協定」が締結されたのか？

では、この「暫定協定」がなぜ締結されたのか？また、ヴァチカンがイスラム国とこのような協定をなぜ結んだのか？これについては、当時のチュニジア政府の政策、そしてヴァチカンの状況の中で、この協定締結に影響を及ぼしたと考えられる3つの出来事が浮かび上がってくる。それは、チュニジア政府の世俗化政策と、チュニジア政府の農地改革、そして第2ヴァチカン公会議である。

まず第1のチュニジア政府の世俗化については、すでに述べたように、ブルギバはチュニジア独立直後から、世俗化政策を打ち出して行った。シャリーア（イスラム法）の廃止、それとともにイスラムの伝統とされていた一夫多妻制の禁止、イスラム法による寄進財産制度の廃止、公共の場での女性のベールの廃止などである。ブルギバは、社会主義的な観点から、イスラムを含むすべての宗教を否定したように、国内のカトリック教会に向けても制限を加えたと考えられる。

第2は農地改革である。初期のブルギバの体制を支えたのは、ベン・サラールであったが、経済相となったベン・サラールは社会主義的な農地改革を行った。フランスの保護領となったチュニジアは、ヨーロッパからの移民の農業経営の

15 *Ibidem*, p.103.

16 *Ibidem*, p.166.

ために土地が奪われていたが、これらを国有化することによって地域開発を行った。外国人の所有地の国有化の対象が、農地だけではなく、教会所有地にまで広がったことが考えられるだろう。

第3は、第2ヴァチカン公会議（Concillium Vaticanum Secundum）である。この公会議は、1962年ヨハネ23世によって始められ1965年パウロ6世によって閉じられるまでの4年間にわたりヴァチカンで開催され、カトリック教会がどのように現代的な問題とかかわっていくべきかが議論された重要な会議である。この会議のモットーは、「現代化」（Aggiornamento）であったという¹⁷。

1962年公会議が開催される前に、1959年から準備期間に入るが、この年「暫定協定」に向けてブルギバと当時の法王ヨハネ23世との会談があり、1963年以降急ピッチで交渉が進められ1964年に調印されている。この公会議で決定された重要な宣言の中に「キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言」（*Declaratio de Ecclesiae habitudine ad religiones non-christianas Nostra Aetate*）¹⁸と「信教の自由に関する宣言」（*Declaratio de Libertate religiosa Dignitatis Humanae*）¹⁹があったことである。前者は主にユダヤ教が中心になっているが、公会議で他宗教に開かれたカトリック教会となったことは、キリスト教会の歴史の中でも革新的なことだったと思われる。この会議には、チュニス大司教のペランも出席しているが、第2ヴァチカン公会議による教会刷新が、イスラーム国であるチュニジア政府との「暫定協定」に及ぼした影響は少なくはないと思われる。

「暫定協定」が調印される前年の1963年1月18日、チュニスの大聖堂で、キリスト教一致週間がもたれ300人が集まった。そこでは、カトリック、プロテスタ

17 カトリック大阪大司教区司祭 和田幹男

http://mikio.wada.catholic.ne.jp/index_011.html

18 ヴァチカン、デジタル・アーカイブ

http://www.vatican.va/archive/hist_councils/ii_vatican_council/documents/vat-ii_decl_19651028_nostra-aetate_lt.html

19 ヴァチカン、デジタル・アーカイブ

http://www.vatican.va/archive/hist_councils/ii_vatican_council/documents/vat-ii_decl_19651207_dignitatis-humanae_lt.html

ント、正教会など宗派を乗り越え、心を一つに合わせて祈ったという²⁰。おそらくこれが、「暫定協定」までに行われた大きなキリスト教の祝典の最後のものだったのかもしれない。ペラン大司教は、調印後の19日、『高位聖職者の声』（Écho de la Prélatrice）に「洗礼を受ける教会、結婚式をあげる教会、葬る教会を失くすということを考えて私は打ちのめされた。」と、教会を失う苦悩について書いている²¹。

ドルニエ神父は、宗教が容認性や開放性の中で生きていけるようになるには、新大統領ベン・アリの時代を待たなければならない²²、と言っているように、「暫定協定」は、カトリック教会にとって大きな痛手であったことは間違いない。また同時に、ブルギバの行った世俗化は、トルコのケマル・アタテュルクの時代と同様に、上から強制された世俗であったとすることができる。

その後1987年、無血クーデターによりブルギバは解任、ベン・アリが大統領となる。強制された世俗ではなく、選択の自由が認められるように（たとえば、女性はベールをしない自由と同時にする自由も認められる）なった。また、1996年4月、ヨハネ・パウロ2世がチュニジアを外国司牧的訪問し、ベン・アリ大統領をはじめチュニジア政府から歓迎を受けたこと、この訪問は宗教間対話についての旅であったことが、ドルニエ神父によって記されている²³。

現在の聖ヴァンサン・ド・ポール大聖堂では、毎日フランス語のミサが、また土曜日はフランス語とスペイン語、日曜日はフランス語とイタリア語のミサが行なわれている。冒頭の神父によると、現在は信者の多くが永住者ではなく仕事で数年チュニジアに来ているような滞在者であり、チュニジアのキリスト教コミュニティは小さくなってきているということである。

20 François Dornier, *op.cit.*, p.98-99.

21 *Ibidem*, p.100-101.

22 *Ibidem*, p.102.

23 *Ibidem*, p.133-144.

